

事務局・学生部

第1章 事務局

第1節 所在地・建物の変遷

昭和24(1949)年新制富山大学は、文理学部(蓮町地区)、教育学部(五福地区)、薬学部(奥田地区)および工学部(高岡地区)の4学部とこれらに付随する施設を合わせ、資料編8の(1)に示すように15口座で、土地が約454,600平方メートル(約137,800坪)、建物が約41,400平方メートル(約12,500坪)であった。その後、五福地区への統合、組織の整備・拡充、薬学部および和漢薬研究所の富山医科薬科大学への移行等により、現在、資料編8の(2)に示すように10口座で、土地が約340,200平方メートル、建物が約149,300平方メートルになった。創設時の口座の多くは五福地区への統合に伴い大蔵省への移管あるいは売却されたが、各口座の異動の概要については資料編8の(3)から(11)に示すとおりである。

第2節 事務組織の変遷

本学は、時代の要請に応じて、学部・大学院の改組、教養部の廃止、トリチウム科学センター、地域共同研究センター、生涯学習教育研究センター、留学生センター、機器分析センターの学内共同教育研究施設の設置等教育研究組織の整備・拡充を図ってきた。そのことに伴い、事務組織においても、課・室の設置ならびに係・専門職員・専門員の設置、廃止等の改編を行い、組織の強化・充実を図ってきた。

昭和54(1979)年以降の主な事務組織の改編

入学試験の多様化・複雑化に対応するため、昭和54年4月、入学試験の実施、入学者選抜方法の改善・企画立案等を担当する入学試験係を学生課に設

置。昭和62(1987)年5月、入学主幹(平成3年4月入試課)を設置し、平成10(1998)年4月、入学選抜担当の専門員を配置した。

外国人留学生の受け入れ等国際交流の活性化のため、平成4(1992)年4月、留学生係を学生課に設置し、平成9(1997)年4月、留学生担当の専門員を配置。平成11(1999)年4月、留学生課を設置した。

昭和61(1986)年4月、事務の情報化推進のため経理部経理課に情報処理係を設置した。また、平成12(2000)年4月設置にむけ、事務情報処理推進担当の専門員を要求している。

一般教育と専門教育の区分の廃止、教育研究活動等の状況について自らの点検および評価の実施等を趣旨とした平成3(1991)年の大学設置基準等の改正に伴い、本学においても教養部を廃止、平成5(1993)年4月、教養教育、自己点検および大学開放の事務を担当する企画室を庶務部に設置した。平成7(1995)年4月、大学の自己点検評価に係る企画、分析等のため専門員を配置した。

地域共同研究センターが行う共同研究、民間企業技術者に対する高度な技術教育・研修等の業務を活性化するため工学部に研究協力担当の専門職員を配置した。(富山県等からの、更なる組織の充実の要望により、平成12年度設置にむけ研究協力課の新設を要求している。)

その他、平成8(1996)年4月、学生の就職に係る相談および助言、求人情報の収集および分析等を専門的に対応するための専門員を厚生課に、平成11年4月、現在大学に求められている大学改革を担当するための専門員を庶務課に、職員の資質向上のため研修・服務担当の専門員を人事課に配置した。

事務の一元化・集中化について

富山大学の教育研究組織は長年にわたり整備・拡充され、教員および学生の数が増加してきている。一方、事務職員は平成9年度から、第9次の定員削減が進行中であり、さらに、平成9年6月3日閣議決定された財政構造改革の推進方策の中の大学事務組織の一元化、文部省の事務組織の見直しによる事務職員の合理化減、また、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画「平成10年6月12日成立の中央省庁等改革基本法」による国の行政機関の職員の10%削減など事務職員を取り巻く環境は非常に厳しくなっていることから、本学は、事務の一元化、集中化、職員の再配置および事務の簡素化、合理化について審議・検討するため、平成9年9月24日富山大学事務組織改善検討委員会（委員長 事務局長）を発足した。事務組織の見直しとしては、昭和24（1949）年の大学事務組織発足以来の大改編になる。

第3節 大学の諸行事等

1. 入学式および学位記授与式について

・入学式および学位記授与式の挙行日について

従来、慣例であった入学式および学位記授与式の挙行日が、入学式は4月10日、学位記授与式は3月25日にそれぞれ定例化することが、昭和54年度第10回評議会（昭和54年12月）において了承され、昭和54年度から実施された。

また、平成4年度から完全週休二日制の施行により、土曜日を閉庁することに伴い、当該日が日曜日または土曜日となる場合は、入学式にあっては、翌日または翌々日の月曜日とし、学位記授与式にあっては、前々日または前日の金曜日に挙行することとなった。

・学位記授与式の名称について

従来、「卒業証書（修了証書、学位記）授与式」と称していたが、平成3年度第11回評議会（平成4年1月）において、平成3年度から「学位記授与式」に改められた。

・式場について

富山大学黒田講堂の老朽により、昭和59年度卒業証書授与式から富山市公会堂、また、平成9年度入学式から、富山市芸術文化ホールにおいて挙行。

2. 名誉教授称号授与

名誉教授の称号の授与を決め、本学の学長または教授として20年以上勤務すること等の富山大学名誉教授称号授与規則を昭和33（1958）年4月施行した。その後、昭和35（1960）年には、大学の基盤を成す学部等の使命が、多様化し、複雑化している中で、より一層の円滑な学部等の運営が必要となっていることから、部局長としての職責を評価し、また、他大学における教育研究の功績をその職責に応じて評価することとして資格要件の勤務年数基準を見直した。

3. 永年勤続者表彰

11月23日の勤労感謝の日により下記勤続者に対し、感謝状をもって表彰していた。

昭和26年度以降 勤続期間30年以上

昭和27年度以降 勤続期間25年以上

昭和28年度以降 勤続期間20年以上

昭和39（1964）年2月には、現在の富山大学職員表彰規則を制定し、20年、35年以上の勤続者に対し、5月31日の開学記念日に表彰することとした。ただし、昭和39年の永年勤続者の表彰は、本学開学時よりの勤続者の表彰と共に本学開学15周年記念式典に併せて行われた。

昭和43（1968）年7月には、20年、35年に達した者で、表彰日の開学記念日前に退職することになった者については、退職の日により表彰することとし、現在に至っている。

第4節 財政・その他

1. 財 政

富山大学が昭和24（1949）年5月国立学校設置法により、文理学部、教育学部、薬学部および工学部の4学部で構成する大学として発足した当時は、従

来の特別会計制度から一般会計制度に改められて運営されていた。これは、第二次世界大戦によって国立学校施設の大半が消失し、その復興を図るためには莫大な資金を必要としたため、特別会計の枠のなかでの早期復興は困難であったことによるものである。

しかしながら、敗戦による傷痕も徐々に癒え、わが国経済も回復基調へと向かうに従い、各方面から予算の効率的、弾力的な執行により国立学校の充実を目的として特別会計制度に移行すべきとの意見が強まり、昭和39（1964）年4月3日、現在の「国立学校特別会計法」（昭和39年法律第55号）が制定され、昭和39年度から国立学校の会計は再び一般会計と区分整理して運営されることとなった。

2．経費（決算額）の推移

富山大学における歳入歳出決算額の推移は、資料編7の（1）および（2）に示すとおりである。歳入については、昭和57年度において約14億3千万円であったものが、平成10年度には約38億6千万円となり、約2.7倍に増加した。歳入には授業料および検定料、学校財産処分収入および雑収入（奨学寄付金、学校財産貸付料等）があるが、昭和57（1982）年から昭和63年度にかけての工学部移転に伴う学校財産処分収入を除けば、各年度ともそのほとんどは授業料および検定料によるものである。歳出については、昭和57年度において約54億2千万円であったものが、平成10年度には約111億4千万円となり、約2倍に増加した。平成10年度から従来の受託研究関係経費を組み替え、新たに産学連携等研究費が新設された。今後、国立学校（予算項）の大幅な増加が見込めない財政状況から、地域共同研究センター等を

中心として地域企業等との連携を積極的に推進し、産学連携等研究費、奨学寄付金等の外部資金受け入れ拡充を図り、財源確保に努めて行かねばならない。

3．外部資金の受入状況の推移

教官研究費は、その大部分が教官当積算校費で占められているが、この校費だけでは充分とは言えず、外部資金や補助金に頼らなければならないのが実態である。本学における外部資金は、奨学寄付金、受託研究費および民間との共同研究費があり、奨学寄付金は年度区分がなく広く教育研究の奨学を目的とする寄付金を言い、受託研究費は外部から委託を受けその費用を委託者の負担で研究する経費を言い、共同研究費は民間等外部の機関と同一課題について対等の立場で研究するための外部機関が負担する経費である。各経費の推移は、資料編14に示すとおりである。大学創設来、薬学部および和漢薬研究所の移行、組織の改廃および拡充など、また、経済情勢の変動により受け入れ条件は必ずしも一定ではないが、各経費とも順調に伸びてきた。奨学寄付金については、昭和38年度を基準にしてみると最近10年間は30～40倍と定着してきている。突出している昭和62、63年度は黒田講堂の改築費用および国際交流事業基金が含まれ、平成11年度は50周年記念事業に係るものが含まれているためである。受託研究費については、平成3年度のバブル景気が後退し始めたのを契機として、高い水準で維持している。共同研究費については、昭和62年度に地域共同研究センターが設置された後、同センターの意義が企業等に根付き始めたと推測される平成3年度ごろから安定している。

第2章 学 生 部

第1節 学生部の変遷

昭和24(1949)年5月31日の富山大学創立後の8月1日に、大学の教務関係の事務と学生の厚生補導に関する事務を総括的に行う組織として学生部が誕生し、当時文理学部教授であった高瀬重雄が初代学生部長に就任した。また、昭和24年8月1日には、学生の補導ならびに厚生に関する事項を審議し、あわせて各学部間の連絡を図る目的をもって補導協議会が設置された。

学生部には補導課と厚生課があり、補導課に補導係と教務係、厚生課に厚生係と保健係を置くこととした。昭和35(1960)年3月には、補導課を学生課に、補導係を学生係に名称を改められた。

学生部の事務室は、大学本部事務局とともに、富山市奥田にある薬学部の2階に設けて呱呱の声をあげ、昭和33(1958)年6月に学生部が五福地区に移転した。

昭和43(1968)年4月に学生部次長制が発足し、事務組織体制の充実が図られた。

昭和62(1987)年5月学生部に入学主幹が設置され、大学の入学試験全般を総括し、入学者選抜試験に係る企画立案および実施事務に当たっている。

平成11(1999)年4月学生部に留学生課が設置され、大学の留学に関する事務を総括し、外国人留学生の受け入れから帰国に至るまでの一貫した修学および生活指導等に当たっている。

平成12(2000)年4月から、事務組織改革により学生部は、事務局に一元化されるとともに学部の厚生補導業務を学生部に集中した。現在、学生部には学生課、厚生課、入試課および留学生課があり、それぞれ学生と密接な関係のある広範囲な業務に当たっている。

各学部には、教務係があり、学生部の各課と連携しつつ直接学生に係わる業務を行っている。

第2節 学生の課外活動

1. 課外活動の意味と施設

大学における学生の課外活動は、正課以外の組織的かつ自発的に行う活動であり、本学では、大学教育における人間形成の上で大きな役割を期待し、重視している。

学生が、目的意識をもって自らの力で自分の人格を形成していくために課外の分野で学術、文化、スポーツ等の活動に積極的に取り組むことも大切である。自己に適した団体に自主的に入り課外活動を行うことは、充実した学生生活を送るうえで有意義なことである。

(1) 課外活動に対する指導・援助体制

課外活動が自主的かつ民主的に運営され、一層の発展を願ってこれまで一定の指導と種々の援助を行っている。各サークル団体の多くは、顧問(部長)教官を置き、その団体の指導・助言を行うとともに、時には、対外的に代表者、責任者となっており、特に、遠征・対外試合、合宿、練習などの活動に対する確認や許可、指導・助言のほか部員の相談などにも対応している。

また、大学としても、課外活動のための施設や備品の使用、補充、充実のために支援してきている。

(2) 課外活動に対する安全対策の徹底

各サークルに対する安全対策は、学生部と体育会主催による「サークルリーダー研修会」において「救急方法」や「効果的トレーニング方法」などの講習のほか、山岳部等においては、大学山岳部リーダーの「春山・夏山研修会」等に参加させている。

(3) 保険制度の充実

学生が病気やケガを負った際、治療に要する費用の負担を相互に救済することを目的とした富山大学学生健康保険と正課の実験・実習等および課外活動中の不慮の事故や災害などによる負傷に対し救済する学生教育研究災害傷害保険があり、全学生の加入を原則としている。

また、体育系サークルに対しては、活動内容によりスポーツ安全協会の「スポーツ保険」の加入を勧めている。

学生の課外活動施設

(1) 大学課外活動供用施設

現在の課外活動供用施設は、第二体育館機材室およびプレハブ（仮設物）が4棟（体育系1棟、文化系3棟）あり、現在活動しているサークルの約半数が利用している。

特に、文化系のプレハブは、すでに20年以上経過しており、老朽化が著しく危険な状態になっている。

このことから、大学課外活動供用施設（サークル棟）の建設に向け概算要求を行っているところである。

(2) 体育系屋内施設

体育館を利用するサークルは多く、各サークルの利用回数が制限されている。また、トレーニング室がないため、第三体育館のピロティにトレーニング機器を置いているが、吹きさらしの場所のため十分な利用ができない。

また、武道場も老朽化しているうえ手狭であり、一部の武道系サークルしか使用するスペースがない状況である。

(3) 体育系屋外施設

第一グラウンドは、平成6年度に排水暗渠管を取設して正課、課外活動等に使用しているが、第二グラウンドは、昭和47（1972）年および昭和50（1975）年に盛土等の地均整備以来21年が経過し、毎年表土の土砂等挿入および転圧を行い使用しているが、部分的な補修では限界にきている。

軟式および硬式テニスコートは、各々30年以上が経過し、正課、課外活動等に使用しているが、毎年風雨・雪等による表土の流失が激しく、土砂等の挿入および転圧等の応急手当を行いながら使

用しているが、整備も限界にきており、公式試合は言うまでもなく、練習にも支障をきたしている。

これら3施設については、概算要求を行っているところである。

2. 体育会

体育会は、「全学生の体育振興とその育成を図り、相互の親睦を深める」目的で、昭和39（1964）年5月25日に25クラブの参加でスタートし、会長に学長、副会長に学生部長、会の運営は委員長をトップに学生が当たり、発足以来満34年を迎え、現在全学生が会員制の46クラブの加盟までに発展してきた。

体育会は、目的達成に向けて、年間数多くの行事を実施している。主なものとして、新歓オリエンテーション、従来の全学運動会を発展させた体育祭、昭和54（1979）年から始めた富山医科薬科大学との対抗駅伝、球技大会などがあげられ、さらに、スポーツのより一層の振興を図るため、一般学生へ各種運動用具の貸し出しも行っている。

また、大学（学生部）と「体育系サークルリーダー研修」や「在来生合宿研修（スキー講習）」を共催で実施し、リーダーを育成する行事なども積極的に展開してきている。

体育会広報紙として、年1回発行の「涛嶺」と、年間数回発行の「富大スポーツ」がある。

「涛嶺」は、体育会の1年間の活動状況を機関誌にまとめたもので、平成11（1999）年2月で第36号の発行を迎えた。

一方、各クラブの活動報告と体育会の各種行事の案内等を掲載した、新聞形式の「富大スポーツ」は、平成11年7月の発行で第110号を数え、このことから体育会の充実発展がうかがえる。

現在、体育会へは46クラブが加盟しており、各々活発に活動を展開し、日ごろ技術の向上に切磋琢磨し、毎年、「北陸地区国立大学体育大会」をはじめ各種の競技選手権に出場し、成果を収めている。

また、各クラブの中には、特長的な行事を行っているものがあり、その主なものとして、武道系クラブの「演武祭」、応援団の「ファイヤーストーム」、水泳部の「寒中水泳」、ワンダーフォーゲル部の「オープン登山」と立山連峰浄土山頂の「立山施設

の管理」、自動車部の「ファミリーラリー」などがあげられ、いずれも伝統ある行事として、今も先輩から後輩へ脈々と受け継がれている。

このような課外活動の中での大きな成果の一つとして、漕艇部OBの坂田昌弘氏がソウルオリンピックとバルセロナオリンピックの2回、ボート競技に出場されたことは、輝かしいことである。

しかし、長年の課外活動は順風満帆ではなく、学生の犠牲者が出た悲しい事故がいくつかあった。

その中でも、昭和35(1960)年12月の山岳部の「赤谷山遭難」(富山大学十五年史既報)と平成4(1992)年12月の「劔岳遭難」は、全学の教職員・学生を悲しませた大きな事故であった。

「劔岳遭難」は、12月26日(土)から30日(水)の予定で富山大学山岳部のパーティー7名が、立山連峰劔岳本峰を目指していたところ12月29日(火)午前8時50分ごろ、劔岳早月尾根烏帽子岩稜線で、先頭の北野直人君が池の谷側に張り出した雪庇を踏抜き滑落した。

直ちに富山大学に遭難対策本部が設置され、OB1名を含む救助隊7名が編成され、富山県警山岳警備救助隊と捜索に当たったが、天候の不順等により思うように捜索することができず、その上1メートル以上の新雪で雪崩が発生し、二重遭難の恐れが出てきたため、翌年1月2日で捜索が打ち切られた。

その後、雪解けを待って山岳部OBの協力のもと、山岳部員で捜索が開始され、懸命の捜索活動の結果、平成5(1993)年9月29日(水)に遺体となった北野君を発見し収容した。

この遭難事故で、捜索活動の費用に充てるため、関係者に募金活動を行ったところ、学生、教職員および山岳部OB等から多くの御芳志が集まり、それに充てられた。

近年、学生の価値観および趣味等の多様化で、「クラブ(課外活動団体)」に入って拘束されるより、気の合った者同士で自由に活動をする、いわゆる「サークル」に加入する者が増えつつあり、このことから課外活動の衰退化の現象が見えはじめてきており、文化サークル連合や音楽系サークルも同様で、その防止策について苦慮している。



メインストリートで林立する新入生勧誘の立看板



水泳部主催の「寒中水泳」

3. 文化系サークル 沿革

文化系サークルは当初旧制の諸学校の流れを受けて各学部ごとに組織され活動を行っていたが、昭和27(1952)年11月、北陸地区の文化系サークルの組織として北陸3県大学学生芸術交歓会が結成され、これに演劇・美術等5団体が参加、同年11月21日から3日間にわたって3県大学による交歓芸術祭が行われたところから徐々に全学的組織をもつクラブの誕生を見るに至り、以後、昭和30年代後半に本学の各学部が五福地区に、工学部を除き集中化され、ほぼ各クラブ・サークルが全学的に組織されてきた。そして、昭和60(1985)年には工学部も移転し全学部の移転統合が完了し、ここに名実ともに全学一本化され、各サークル組織の充実がされた。

この間の、昭和40年代は学園紛争があり、文化系サークルの活動にも影響し、管理・運営を巡って文サ連・文化系サークルと大学が対立し混乱した時期が10年間続いた。

また、昭和50年代後半から昭和60年代にかけては旧黒田講堂を取り壊し、新黒田講堂に改築するに当

たり、そこを拠点に活動していたクラブとの部室移転問題が起こったが、学生部長始め関係者の努力により移転問題が決着し、平成元（1989）年11月同講堂が完成し、以後学校行事・サークルの発表・講演に活用されている。

現在、学生のサークル活動は活発に行われているが、そのための部室は現在ほとんどがプレハブ造りで建設から相当経過し老朽化しており、今後、大学会館等の恒久的な施設に充実し、環境の整備が望まれている。

また、それぞれのサークルの活動は主に音楽系サークルの定期演奏会、その他のサークルの研究発表会があるほか、大学祭で日ごろの成果を発表している。

文化サークル連合

文化サークル連合は、「真の人間性解放のための創造的文化と学問探求のための諸活動を、有機的・統一的に推進し、相互発展させることを目的とする。」を目的とし、文化系サークル27団体からなっている。

日常活動は、主に北陸三県大学学生交歓芸術祭と大学祭の取り組み等である。

北陸三県大学学生交歓芸術祭

北陸三県大学学生交歓芸術祭は、第1回を昭和27年11月21日から3日間金沢大学において北陸三県大学学生芸術交歓会によって、金沢大学の主催で開催。その後、金沢大学・富山大学・福井大学の順に、会場の回り持ちとして第49回の今日まで長く継続して行っている。

参加大学は上記の国立大学のほか富山県内の富山医科薬科大学を含め8大学、福井県内の福井医科大学を含め6大学、石川県内の金沢美術工芸大学・金沢女子短期大学・北陸学院短期大学を含め14大学が加わり31大学に達している。

これに新潟大学・信州大学が主として音楽部門に賛助大学として参加している。参加種目は、彫塑・工芸・絵画・書道・写真の各展示会、洋楽・邦楽・演劇・放送・文学の発表会である。

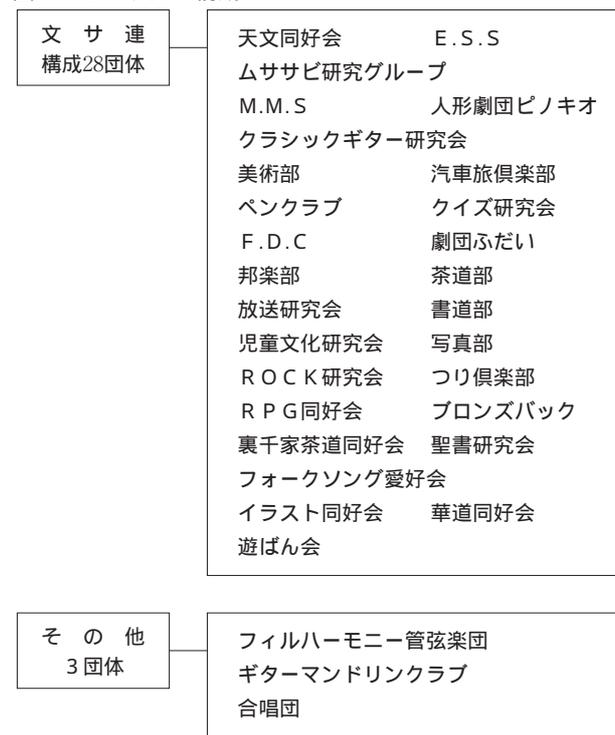
会期は毎年11月の勤労感謝の日を中心にその前後の期間を当てている。

現在活動しているサークル31団体

大学のサークル活動は学生が自らの判断と責任において活動し、自己の人間形成を目指して行っているものである。

富山大学には、平成11年度現在で団体結成届けのある文化系サークルは31団体であり、多様な活動を行っている。

図1 サークルの構成



4. 主な行事

北陸地区国立大学体育大会

富山大学が新制大学として誕生した昭和24(1949)年、従来の「北信師範体育大会」を廃止し、同年10月23日に「北陸三県体育大会」(主催：金沢大学学生自治会)が富山、金沢の2大学の参加により開催された。これは、全国の地区別国立大学体育大会の中で最も早い開催であった。

翌25(1950)年には、福井大学が加わり、富山大学学生自治会主催による第2回大会が名称も「北陸三大学総合体育大会」と変更し開催された。

昭和27年7月には、北陸三大学学生体育競技連盟が結成され、大会は毎年各大学輪番制により開催されていった。

大会はその後、昭和52(1977)年(第29回)に富山医科薬科大学の参加により「北陸四大学学生総合

体育大会」と名称を変更、さらに昭和57(1982)年(第34回)から福井医科大学の参加を契機に現在の名称「北陸地区国立大学体育大会」となった。なお、昭和62(1987)年(第39回)からは高岡短期大学が参加し、現在の6大学による大会となった。平成10(1998)年7月開催の大会で50回を数えるに至り、記念大会が開催された。

第50回記念大会に本学は、体操を除く21種目に参加し、卓球(男子・女子)、サッカー、ハンドボール、自動車、弓道(男子)、バドミントン(女子)、剣道(女子)、バスケットボール(女子)の部に1位という成績を残している。

以下に参加種目を記す。

陸上競技、水泳、野球、準硬式野球、庭球、ソフトテニス、バスケットボール、サッカー、バレーボール、ラグビーフットボール、卓球、バドミントン、柔道、剣道、ハンドボール、ヨット、空手道、弓道、自動車、アメリカンフットボール、合気道

北陸三県大学学生交歓芸術祭

略して「芸交祭」は、北陸三県大学の芸術を探究する学生の研究発表と相互の親睦を図り地方文化に貢献することを目的とし、会の名称を「北陸三県大学学生芸術交歓会」と称し、毎年1回定期的に開催、作品の交歓研究発表を行っている。

第1回を、昭和27年11月21日から3日間、金沢大学主催で開催。その後、毎年各県輪番制により開催され、平成11年で第49回を迎える。

現在、会は、富山、石川、福井各県の国公立大学・短期大学の合計31校で構成され、加えて信州大学、新潟大学が賛助参加できることとなっている。

平成9(1997)年(第47回)は、富山大学が主管となり10月18日から11月30日の間で開催され、本学は、以下に記す開催部門のすべてに参加した。

放送劇、管弦楽、吹奏楽、軽音楽、邦楽、合唱、美術、写真、書道、茶道、落語

大学祭

本学における第1回大学祭は、大学が発足した昭和24年から数えて丸6年目の昭和30(1955)年、開学記念日である5月31日を中心とした約1週間、学

生の自発的意志のもとに各学部代表者によって運営委員会を構成して開催された。

第1回の内容は次のとおりであった。

前夜祭 富山城址 28日

仮装行列、市中デモンストレーション、フォー
クダンス、ファイヤー・ストーム

ダンスパーティー 工学部講堂 28日

富山電気ビル 30日

学術研究発表 富山市公会堂 29日

座談会 文理学部 30日

坂田、岡本講師を囲んで

講演会 富山市公会堂 30日

「原子力をめぐって」

名古屋大学教授 坂田昌一

「これからの世界と日本の進むべき道」

同志社大学教授 岡本清一

演劇 高岡公会堂 30日

運動大会 教育学部 31日

教養教室、懇談会 富山中部高校、工学部31日

展覧会 富山商工奨励館 29~31日

絵画展、写真展、書道展、平和展、

アジア展、国際児童画展

映画会 富山電気ビル 6月11・12日

「女だけの都」「自由を我等に」

リサイタル 富山市公会堂 6月13日

安川加寿子 ピアノ独奏会

放送文化 LPより 放送劇「名ある笛」

大学祭は、平成10年で43回目を迎え、「大地の息づかいを感じて」を統一スローガンに、大学祭実行委員会主催のもと、5月27日に前夜祭を実施、28日~31日の期間で開催された。

前述のほか、学生部が所管する主な行事として、体育祭、寮祭、体育系サークルリーダー研修会、在来生合宿研修、夏山登山、寒中水泳、各サークル発表会が行われている。

5. 学生会館

本学の学生会館は、昭和40(1965)年3月に開設された。

学生会館は、学生の課外活動の充実の場であるとともに、学生の社会性の萌芽を育み、ややもすると乾きがちな学生生活に潤いをあたえ、学生相互なら

びに学生と教職員との間の人間関係を密にし、福利・厚生を支える中心的な場である。

建設後、30有余年の年月を経て建物も古くなり、各学部および周辺の状況が整備されたこともあり、痛みや汚れが目につくようになってきたが、これは、それだけ有効に活用されている証拠であろう。

設備の概要は、建面積(1階)1,320平方メートル、(2階)492平方メートル、延べ面積1,812平方メートルの2階建てで図2に示すとおり、学生ホール、大集会室、集会室 1～5、和室、娯楽室、音楽鑑賞室、学生連絡事務室、印刷室および暗室がある。

特に、学生ホールは本学の社交施設の中心として富山大学生協同組合経営による喫茶・軽食堂があり、学生等の憩談の場所等として多いに活用している。

管理・運営においては、学生会館規則(別紙1)にあるように、学生会館の責任者は館長であり、館長は、学生部長が併任している。事務は学生課に属し、主事は学生課長があたり、開館当初では、学生会館係長以下4名の職員が担当していたが、昭和61(1986)年4月以降学生会館の事務は廃止され、学生課学生係の所掌事務となった。

その後、平成10年4月からは、学生課学生係を組織替えて専門職員が担当することになった。

学生会館系の事務分掌は以下のとおりであるが、事務分掌は、原状通りでこの他、学生相談室が設けられていた。

表1 設備概要

室名	面積	収容人員	用途
学生ホール	360㎡	約140(人)	休憩・談話
大集会室	420㎡	＃400	演劇・演奏講演・映画
集会室	1	＃40	集会
	2	＃40	
	3	＃24	
	4	＃30	
	5	＃30	
和室	39㎡	30	茶道・書道・邦楽等
娯楽室	45㎡	30	囲碁・将棋を備え付け
音楽鑑賞室	45㎡	30	レコードコンサート
学生連絡事務室	1	34㎡	サークル活動の場
	2	39㎡	
印刷室	5㎡	2	印刷
暗室	5㎡	1	写真

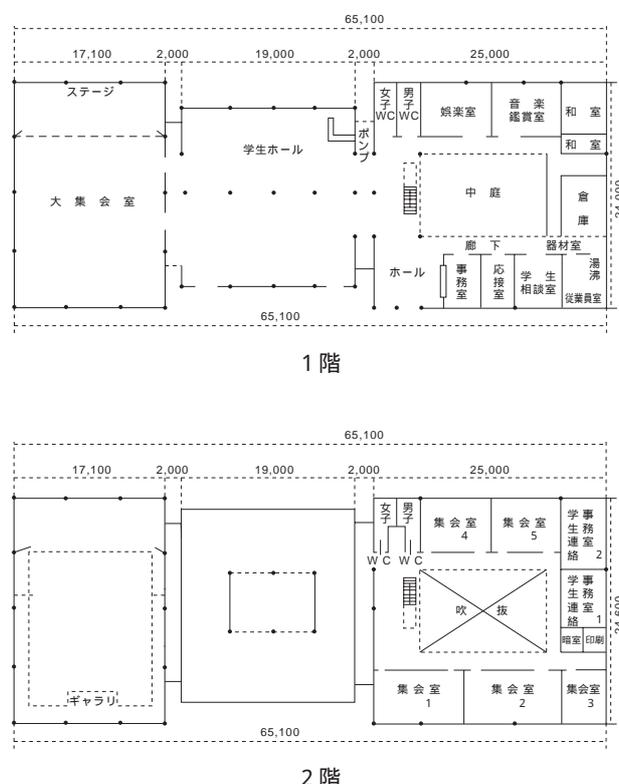
1. 学生会館の施設および設備の維持・整備並びに使用に関する事。
2. 学生会館の行事の企画に関する事。
3. 学生会館の経理に関する事。
4. 学生会館運営委員会に関する事。
5. その他学生会館の事務に関する事。

その他、当初、学生会館の円滑な運営を図るため、教職員、学生代表により組織された「学生会館運営委員会」が設置され、委員会規則(別紙2)の定めにより学生会館運営上の基本方針等について審議し、また、学生会館運営委員のうち学生代表により組織された「学生会館運営学生委員会」では、規程(別紙3)の定めるところにより運営委員会が必要と認められた事項等について審議した。

また、使用については「学生会館使用規則」(別紙4)により運営していたが、平成5年4月1日学生会館規則を改正(別紙5)し、「運営委員会規則」および「運営学生委員会規程」を廃止した。

学生会館平面図は、図2のとおりである。

図2 学生会館平面図



別紙 1

富山大学学生会館規則

昭和40.5.31制定

(設置)

第1条 富山大学に、学生の課外活動を盛んにして、その教養を高め、社会性の発達を助長し、学生生活をより豊かにするとともに、学生相互及び学生・教職員間の人間関係を緊密にし、かつ、学生及び教職員の厚生福祉を増進するための中心施設として、富山大学学生会館（以下「会館」という。）を置く。

(職員)

第2条 会館に、館長、主事及び館員を置く。

- 2 館長は、学生部長をもって充てる。
- 3 主事は、学生課長をもって充てる。
- 4 館員は、学生部の職員をもって充てる。

第3条 館長は、会館を管理運営し、その事務を総括する。

- 2 主事は、館長の命を受け、館員を指揮監督し、会館の事務を処理する。
- 3 館員は、上司の指揮を受け、会館の事務に従事する。

(運営委員会)

第4条 会館の円滑なる運営を期するため、会館に、富山大学学生会館運営委員会を置く。

- 2 前項の委員会に関する規則は、別に定める。

(使用規定)

第5条 会館の使用に関する規則は、別に定める。

別紙 2

富山大学学生会館運営委員会規則

昭和40.5.31制定

(趣旨)

第1条 富山大学学生会館規則第4条第2項の規定に基づく富山大学学生会館運営委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 学生会館の運営方針に関すること。
- (2) 学生会館の諸設備の維持管理に関すること。
- (3) 学生会館の経理に関すること。

(4) その他、館長が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長及び主事
- (2) 各学部及び教養部から推薦された教官各1名
- (3) 補導協議会の文化部長及び体育部長
- (4) 事務局長及び厚生課長
- (5) 各学部から選出された学生 各1名
- (6) 教養部から選出された学生 2名
- (7) 学生の文化関係団体から選出された学生2名
- (8) 学生の体育関係団体から選出された学生2名

2 前項第2号の委員会は学長が任命し、任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、いずれも再任を妨げない。

3 第1項第5号から第8号までの委員は学長が委嘱し、任期は当該年度限りとする。ただし、前項ただし書の規定は、本項に準用する。

(会議)

第4条 館長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、館長に事故あるときは館長の指名した委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、必要の都度開催する。ただし、協議事項を示して3分の1以上の委員から開催の要請があったときは、館長は委員会を招集しなければならない。

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

第7条 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置き、学生会館係長をもって充てる。

2 幹事は、委員会の事務を処理する。

(学生委員会)

第9条 学生会館の効率的な利用を図るため、委員会のもとに運営学生委員会を置く。

2 前項の委員会に関する規定は、この規則の細則として別に定める。

別紙 3

富山大学学生会館運営学生委員会規程

昭和40.5.31制定

(趣旨)

第1条 富山大学学生会館運営委員会規則(以下「運営委員会規則」という。)第9条の規定に基づく富山大学学生会館運営学生委員会(以下「学生委員会」という。)に関する必要事項は、この規定の定めるところによる。

(任務)

第2条 学生委員会は、富山大学学生会館運営委員会(以下「運営委員会」という。)の方針に基づき、次に掲げる事項について協議し、実施の推進を図る。

- (1) 行事に伴う施設の使用に関すること。
- (2) 課外活動に伴う施設の使用に関すること。
- (3) 施設の利用状況に対する調査及び統計に関すること。
- (4) その他、運営委員会で特に必要と認められたこと。

(組織)

第3条 学生委員会は、運営委員会規則第3条第1項第5号から第8号までの委員をもって組織する。

第4条 学生委員会に委員を置き、委員長は委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、学生委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 学生委員会は、必要の都度開催する。

第6条 学生委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

第7条 委員長が必要と認めるときは、関係職員に意見を求め、又は委員以外の学生に対し、委員会に出席を求めることができる。

別紙 4

富山大学学生会館使用規則

昭和40.5.31制定

(趣旨)

第1条 富山大学学生会館規則第5条に基づく富山大学学生会館(以下「会館」という。)の使用

に関する必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(使用資格)

第2条 会館を使用することができる者は、本学の学生・職員及びその他館長が使用を認めたとする。

(開館日等)

第3条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

開館時間

夏季(4月1日~10月31日)

午前9時~午後7時

冬季(11月1日~翌年3月31日)

午前9時~午後6時

休館日

日曜日

国民の祝日

年末年始(12月29日~翌年1月3日)

(使用手続)

第4条 会館の次に掲げる施設(以下「指定室」という。)を使用しようとするときは、その責任者が所定の使用願を提出し、館長の許可を受けなければならない。

- (1) 大集会室
- (2) 集会室
- (3) 和室

2 会館の次に掲げる施設を専用しようとするときは、前項の手に準じて館長の許可を受けなければならない。

- (1) 学生ホール(共同談話室)
- (2) 娯楽室
- (3) 音楽鑑賞室

(鍵の保管)

第5条 会館の各室の鍵は、会館事務室において管守する。

(物品の使用)

第6条 会館の物品のうち別に定めるものは、所定の手続を経て使用しなければならない。

(損害の賠償)

第7条 会館を使用する者が、施設並びに物品を損傷し、又は、亡失したときは、その損害を賠

償しなければならぬ。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めるときは、賠償の額を減免することができる。

(学外者の使用)

第8条 学外者が会館を使用するときは、この規則に定めるもののほか、富山大学国有財産使用規程によるものとする。

(遵守事項)

第9条 会館を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意する。
- (2) 所定の場所以外で喫煙をしないこと。
- (3) 会館内の清潔、整頓に注意すること。
- (4) 備付け物品を無断で移動しないこと。
- (5) 所定の場所以外に掲示、貼紙等をしないこと。
- (6) 指定室等の使用者は、許可条件を守り、使用後は戸締りその他後始末に留意すること。

(使用の制限)

第10条 この規則に違反した場合は、施設並びに物品の使用を中止させ、又は使用の許可を与えないことがある。

別紙 5

富山大学学生会館規則

昭和40.5.31制定

平成5.4.1改正

(設置)

第1条 (略)

(職員)

第2条 会館に、館長及び主事を置く。

- 2 館長は、学生部長をもって充てる。
- 3 主事は、学生課長をもって充てる。

第3条 館長は、会館を管理運営し、その事務を総括する。

- 2 主事は、館長の命を受け、会館の事務を処理する。

(運営)

第4条 会館の運営については、館長が必要と認めた事項は、富山大学学生生活協議会において審議する。

(使用規定)

第5条 (略)

第3節 学生の福利厚生

1. 福利厚生の意義と施設

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および創造的能力を展開させ、文化の進展と福祉の向上に貢献する有為な人材を育成することを目的としている。大学における教育をより実りあるものとするための学生向け厚生補導施設として福利厚生施設や学寮などがある。これらの施設は、学生が充実した大学生活を送れるようにするための経済的援助を目的とするもののほか、学生の間人形成、人格形成に資するためのものとして位置づけられている。

2. 学生寄宿舍

発足当時は、富山高等学校の青冥寮は文理学部、富山師範学校の思明寮および紫苑寮は教育学部、富山薬学専門学校の遠久寮は薬学部、高岡工業高等専門学校の仰嶽寮は工学部へそれぞれ引き継がれた。

昭和40(1965)年に新樹寮は、青冥寮、思明寮、紫苑寮、遠久寮を統合した学生寮として、大学より約2キロ離れた富山市寺町地内に建てられた。新樹寮の敷地面積は16,969平方メートルで第1期工事として4階建男子寮2棟、女子寮1棟が竣工し、昭和41(1966)年に第2期工事として4階建て男子寮1棟が竣工した。収容者数444名(男子338名、女子106名)で、1室に2人が入居し、広さが12.9平方メートルの新寮である。昭和60(1985)年には工学部の五福移転が終わり、高岡市中川にあった仰嶽寮は廃止された。

以上のような変遷を経て新樹寮に引き継がれ、主として県外から富山大学に学ぶ学生の寮となった。

大学の五福集中化と学生数の増加により、多くの学生の下宿先を確保することは容易でなかったし、寮の生活は下宿に比して経済的に安あがりの一面もあって、学生寮の入寮希望者が定員をこえる状況が昭和45(1970)年ころまで続いた。

最近では、全入学生の約70%が県外出身者であるが、国民生活の向上と共に共同生活を嫌い、個室を望む傾向と民間アパート・下宿が大学周辺に多数建設さ

れたため、民間アパート・下宿に入る学生が多くなり学生寮の入寮率が50%に達しない状況である。

かつては寮も教育の場であるとされたが、戦後は学生の厚生施設にすぎぬという考えが強まった。寮の電気料や、炊婦の人件費を大学側で負担したのも、困窮する学生生活に援助をおくるためであった。

しかるにそれらの経費が多くなり教官研究費や学生経費に依存する傾向にあった。統合した新樹寮では、以前ほどでないが、教官研究費や学生経費に依存している状態が現在も続いている。一方寮生だけが他の通学生にない恩恵を得るのは不均衡であるという理由もある。

受益者が負担するということからみれば、炊婦の人件費、水道料、電気料、燃料費、消耗品費等の相応分を寮生が負担しなければならないが、寮生との話し合いでは、従来の主張を繰り返すだけで暫定のままで未解決の状態である。

寮生の補導については昭和24(1949)年9月15日に寮生補導に関する基準が制定された。昭和37(1962)年には、文理学部の五福移転と共に青冥寮も五福に移り、青冥寮・思明寮・紫苑寮の管理は学生部長が行うことになった。しかし、統合された新樹寮の着工に伴い昭和40(1965)年に学寮委員会規則が改正され、学寮委員は各学部それぞれ2名の教官に委嘱した。また、学寮規則も同時に制定された。学寮規則の制定に対し、国有財産管理の面から当然入っていないなければならないことを追加したことから、寮生は後日、寮生との合意に達した中には含まれていない条項であると反駁して、昭和46(1971)年まで話し合いが続いた。

学生運動から生じた過激な行動が刑事告訴事件になり、昭和62(1987)年に、警察による新樹寮女子棟の捜索が行われ、寮生1名が逮捕される事件があった。

時代の推移とともに、学生寮の性格も人間形成の場から単なる厚生施設に変わり複数人収容した居室も個室に変わって来ている。学生寮は留学生と一緒に住む混住寮を含め、全居室を個室とした新規格寮に建て替えられつつある。

3. 食堂等

本学の発足以前、旧制の工専や師範学校において

教職員と生徒が学校内に消費組合を結成して、学用品や食料品・衣料品および日用雑貨等の共同購入を行って、安く販売していた。

すなわち富山高校では、昭和21(1946)年6月教職員と生徒をもって消費組合を結成し、購買部を設け、これを直営した。昭和24(1949)年9月文理学部消費組合に改組し、事業を行っていたが、昭和32(1957)年3月に解散した。しかし消費組合が業者に委託経営にした理髪店は、組合の解散ののちも業務を続け、昭和37(1962)年文理学部の五福移転まで存続した。

富山師範学校では昭和22(1947)年4月、男子部の職員95名で消費組合を結成した。もと連隊兵舎の一室で文房具や日用雑貨や野菜などを安い価格で供給した。昭和26(1951)年6月に教育学部消費組合に改組した。昭和32年に経済学部・附属図書館・大学本部が五福のキャンパスに移転したから、学生および教職員約900名の利用に応ずることとなった。しかし昭和37年4月に、富山大学生活協同組合が創立されたので、教育学部消費組合は解散し、従業員および手持ちの在庫品をこの生活協同組合に引き継いだ。

富山薬学専門学校では、昭和20(1945)年11月に教職員生徒をもって消費組合を結成し、生活必需物資や学用品の供給を行った。大学が発足して薬学部になってからは、昭和26年3月に職員のための薬学部消費組合に切りかえ、厚生補導係の部屋で事業を続けていたが昭和32年に解散した。

高岡工業専門学校では、昭和22年4月、生徒と教職員が別個に消費組合をつくった。工学部になってからは職員のための組合が存続して、パンや牛乳や煙草を販売した。それは昭和38(1963)年の秋、富山大学生活協同組合高岡支部ができるまで続いていた。

昭和37年4月文理学部が五福へ移転する機会に五福のキャンパスに学ぶ学生の厚生施設として食堂を設ける計画がたてられ、昭和36年度の文部省予算で、もと連隊の煉瓦造りの建物231.4平方メートルを食堂および理髪店に改装した。

このころ学生の中に生活協同組合設立の運動が、全国的に起こっていた。本学でも文理・教育・経済の各学部の学生の中に、文理学部の五福移転を機会

に、大学生協同組合を結成しようという熱心な運動がもりあがった。昭和36（1961）年7月これらの学生は、富山大学生協設立準備委員会を結成し、他大学の生協実態調査を行い、9月には具体的な計画案を作成した。7月以後学生部は、これら準備委員の学生と十数回におよぶ談合を続けるとともに、補導協議会や事務協議会にもこの問題を上提して、その審議をもとめた。昭和37年1月に補導協議会の委員と学生の準備委員との間で意見交換会が行われた結果、食堂・売店ともに生協が経営することで合意が得られた。これを受けて3月2日の評議会で、生協の設立が認められ、4月に創立総会が開催された。その後、県知事宛に設立認可申請書を提出するとともに法人設立登記をすまして、ここに正式に富山大学生協同組合が発足し、食堂と購買部と食品部を直営し、理髪部は業者に委託経営させることとした。昭和37年11月には、書籍部、昭和38年11月には工学部支部を開設した。

昭和39（1964）年4月薬学部が五福に移転したので、学生および教職員がさらに増加し、食堂の利用はさかんに混雑を伴った。そのため仮設店舗を設けて食堂等の拡充をはかり、組合員の便宜をみたすように努めた。

「引用文」

（富山大学編『富山大学十五年史』1964年、63～65頁）
40（1965）年11月には、学生相互および教職員との親睦を深め、また学生生活をより充実するための中心的な施設として設けられた学生会館で席数92席の喫茶がスタートし、42（1967）年4月からは軽食も供給するようになった。46（1971）年8月には生協の員外利用が認可された。

現在の大学食堂は、48（1973）年10月に設置され食堂・喫茶、購買・書籍、食品、旅行サービスおよび理髪の業務を行っている。食堂の席数は約480でカフェテリア方式を導入している。59（1984）年工学部が五福地区に移転したことに伴い、60（1985）年1月に第2大学食堂が工学部に設置され食堂、購買・書籍、食品および民間業者に委託経営させている喫茶の業務を行っている。工学部には現在2,000名以上の学生・教職員が在籍しているため、食堂の席数約160席では昼食時の混雑は解消

されないため、120席程度の増床を要求しているところである。

第4節 奨学制度

育英奨学制度には、経済的に恵まれない学生の生活を援助するため国の資金により国家的施策として事業を行っている日本育英会を中心に、地方公共団体、民間企業体等の育英事業団体がある。

1. 日本育英会の奨学金

日本育英会は、昭和18（1943）年10月「優秀ナル素質ト才能トヲ有シ乍ラ経済上ノ理由ニ依リ進学ノ機会ニ恵マレザル多数ノ学徒ニ対シ学資ノ貸与等ヲ行ヒ以テ指導的人材ノ育成ニ努メントス」の趣旨により、財団法人大日本育英会として創設され、翌昭和19（1944）年2月大日本育英会法の設立により特殊法人大日本育英会が発足した。終戦直後の制度の変革による混乱とインフレーションの激化の中でその目的達成に向けて業務を遂行してきたが、その後、昭和28（1953）年8月に名称を日本育英会と改めた。以来、人物、学力とも優れかつ健康で経済的理由により修学困難な学生に対して、学資の貸与を行うことにより教育の機会均等を図り、国家や社会に有為な人材を育成することを目的として日本の育英事業の中心として活動している。

奨学金制度および貸与額の変遷については、昭和25年度には、大学一般貸与奨学制度と義務教育教員に多数の優秀な人材を確保することを目的に教育学部の学生を対象として教育一般貸与奨学制度が創設された。大学一般貸与奨学生制度の貸与月額、設立当初1,800円と2,100円であったが、昭和28年度から一律2,000円（一部2,500円）に、昭和38年度には2,000円、2,500円、3,000円の3本立てに引き上げられた。教育一般貸与奨学生制度の貸与月額は、設立当初甲種500円、乙種1,800円であったが、昭和28年度に一律2,000円となった。

さらに、昭和36年度に一般貸与奨学生よりも著しく家計困難で学力優秀な者を対象として大学特別貸与奨学制度が創設された。貸与月額は、自宅通学と自宅外通学とに区別され、4,500円と7,500円が貸与

されたが、昭和38年度には5,000円と8,000円に増額された。

昭和39年度には、教育一般貸与奨学制度とは別に義務教育教員として資質優秀な学生を教育学部に入学させることを目的に教育特別貸与奨学制度が創設された。貸与月額は、自宅通学与自宅外通学とに区別され、5,000円と8,000円が貸与された。

その後、インフレの進行による学生生活費の上昇に対応するため、大学一般貸与奨学金と教育一般貸与奨学金の貸与月額は、昭和42年度から一律3,000円となり、昭和47年度に6,000円、昭和51年度に11,000円、昭和53年度に15,000円、昭和55年度には18,000円とそれぞれ増額されてきた。

また、大学特別貸与奨学金と教育特別貸与奨学金の貸与月額についても、昭和46年度に6,000円と10,000円に、翌昭和47年度に8,000円と12,000円、昭和51年度に13,000円と18,000円、さらに、昭和53年度に17,000円と23,000円、昭和55年度には20,000円と26,000円にそれぞれ引き上げられた。

その後、昭和59年度に日本育英会法が全面改正され、従来の一般貸与および特別貸与に代わり、無利子の第一種奨学生と卒業および退学等の返還金に利子(3%)が付される第二種奨学生の制度が創設された。第一種奨学生は第二種奨学生に比べて、貸与月額がやや高く、学力、家計の基準も厳しくなっている。貸与月額は、第一種と第二種は同額であり自宅通学22,000円、自宅外通学28,000円であった。しかし、年々物価は値上がりし経済生活は圧迫され、奨学金の増額が余儀なくされ、昭和62年度から自宅通学26,000円と自宅外通学32,000円に、平成2年度には29,000円と35,000円、以後隔年ごとに平成3年度には32,000円と38,000円、平成5年度に35,000円と41,000円、平成7年度に38,000円と44,000円、平成9年度には40,000円と46,000円にそれぞれ増額されている。

一方、大学院奨学制度は、昭和29年度に設けられた。修士課程における貸与月額は、当初第一種6,000円、第二種10,000円の2本立てで貸与期間は2年間であった。その後、昭和36年度に8,000円と10,000円、昭和38年度には第一種および第二種が1本化され10,000円となり、昭和43年度に13,000円、昭和46年度に17,000円、翌昭和47年度に23,000円と

増額された。しかし、諸物価の高騰により、昭和51年度に38,000円、昭和53年度に43,000円、昭和56年度に60,000円に引き上げられ、さらに昭和59年度に65,000円、昭和63年度に69,000円、平成2年度には72,000円、以後隔年ごとに、平成5年度に78,000円、平成7年度は81,000円、平成9年度には83,000円にとそれぞれ増額されている。本学では、昭和38(1963)年4月に大学院薬学研究科修士課程(富山医科薬科大学設立に伴い昭和54年3月廃止)が設置され、以後各研究科が設置され、毎年奨学金の貸与を受けている。

博士課程については、平成6(1994)年4月に工学研究科(理工学研究科設置のため平成10年3月廃止)、平成10(1998)年4月に理工学研究科が設置され、毎年奨学金の貸与を受けている。平成6年度の貸与月額は、博士前期課程と後期課程は78,000円と109,000円であったが、平成7年度には81,000円と112,000円に、平成9年度から83,000円と115,000円に改定されている。

奨学生の選考は、当初は日本育英会富山大学委員部を設置し選考していたが、現在では各学部で人物、学力、家計、健康を考慮し、将来有為な人物で学資の支弁が困難な者を選考のうえ学生部へ候補者の推薦を行い、学生部(厚生課)で各学部からの推薦者を取りまとめ、学生生活協議会に付議している。

貸与人数は、年々その数を増し、本学においても開学の昭和24年度には64名(旧高専の継続者40名を含む)が採用されて以来、毎年多くの学生が採用され貸与を受けてきた。平成10年9月1日現在の奨学金貸与者は1,333名で在籍学生の約19%の学生が恩恵に浴している。

本学における学部生および大学院生の各年度ごとの奨学生数は、表1のとおりである。

奨学金交付については、当初は、学生部厚生課および学部学務係が保管し、毎月奨学生に交付していたが、昭和27年度から金銭出納の適正、事務の簡素化、効率化を図るため本部会計課および学部会計係が奨学金の受け払い、交付事務を担当していた。その後、奨学生数と貸与金額の増大に伴い、昭和34年度から日本育英会の方針によって銀行交付に変更され、北陸銀行から行員が大学に出張して奨学金を交付していた。しかし、昭和53年度からは、銀行によ

第 部 部局編

表 1 日本育英会奨学生数一覧表

(各年度 9 月 1 日現在)

区 分	平成 7 年度				平成 8 年度				平成 9 年度				平成 10 年度					
	第一種	第二種	計	貸与率	第一種	第二種	計	貸与率	第一種	第二種	計	貸与率	第一種	第二種	計	貸与率		
学 部	人文学部	172	44	216(5)	24.0	177	43	220(6)	24.6	181	41	222(5)	25.2	177	44	221(2)	25.4	
	教育学部	175	41	216(3)	21.7	183	43	226(3)	22.3	172	37	209(1)	22.1	157	39	196(1)	21.9	
	経済学部	249	52	301(3)	16.1	221	57	278(1)	14.9	224	63	287(0)	15.5	234	58	292(1)	15.7	
	理学部	152	50	202(1)	19.6	151	42	193(2)	18.3	149	45	194(2)	18.0	154	51	205(3)	18.8	
	工学部	237	80	317(7)	17.3	231	85	316(5)	16.8	234	86	320(1)	16.6	211	76	287(0)	14.8	
	小 計	985	267	1,252(19)	18.9	963	270	1,233(17)	18.4	960	272	1,232(9)	18.4	933	268	1,201(7)	18.1	
大 学 院	人文科学研究科	11	1	12	24.0	12	1	13	30.2	9	2	11	27.5	9	1	10	28.6	
	教育学研究科	8	0	8	17.0	7	1	8	14.3	11	4	15	23.4	15	2	17	26.2	
	経済学研究科	1	0	1	5.3	3	1	4	25.0	3	1	4	23.5	2	0	2	16.7	
	理学研究科	18	2	20	17.4	21	1	22	16.7	27	4	31	23.5	16	3	19	30.2	
	工学(博士前期)研究科	(博士前期)	44	8	52	15.8	40	7	47	15.1	44	7	51	18.7	25	4	29	21.6
		(博士後期)	5	0	5	16.1	9	0	9	19.6	11	0	11	30.6	7	0	7	20.6
	理工学(博士前期)研究科	(博士前期)												41	4	45	25.9	
		(博士後期)												3	0	3	17.6	
小 計	87	11	98	16.6	92	11	103	17.0	105	18	123	21.9	118	14	132	24.7		
合 計	1,072	278	1,350(19)	18.7	1,055	281	1,336(17)	18.3	1,065	290	1,355(9)	18.7	1,051	282	1,333(7)	18.6		

(注) ()内は併用貸与者数で内数。 在学生数は外国人留学生を除く。 貸与率は在籍学生数に対する奨学金貸与者の割合。

る学内交付も廃止され、奨学生各自が銀行に口座を設け、奨学生個人の指定銀行口座に毎月振り込む制度に変更された。

2. 日本育英会以外の奨学金

日本育英会以外に地方自治体、民間企業体および各種事業団体などの奨学金があり、設立目的は、日本育英会と大体同様である。

なお、本学における平成10(1998)年9月1日現在、51団体の奨学会から合計105名の学生が貸与を受けている。

3. 授業料免除

授業料免除制度は、昭和24(1949)年に授業料減免選考委員会規程を、昭和36(1961)年に授業料等免除および徴収猶予取扱内規を制定し実施しており、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者、あるいは学資負担者が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことの特異な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、授業料を免除することにより、修学の継続を可能とするために設けられた制度である。

授業料免除は、毎年前期および後期の半年ごとに

表 2 授業料免除実施状況

区分	前 期				後 期			
	出願者	全額免除	半額免除	不許可	出願者	全額免除	半額免除	不許可
元年度	627名	462名	137名	28名	655名	462名	159名	34名
2年度	626	419	163	44	588	407	169	12
3年度	515	376	129	10	504	339	155	10
4年度	480	319	124	37	448	302	139	7
5年度	428	295	107	26	387	275	99	13
6年度	467	369	63	35	449	356	79	14
7年度	546	400	72	74	496	382	81	33
8年度	530	409	65	56	495	401	70	24
9年度	525	363	76	86	457	363	69	25
10年度	546	380	92	74	486	360	86	40

(大学院含む)

学生本人の申請を受けて、授業料等減免選考委員会において富山大学授業料免除者選考基準に基づき選考され、学長が各期の授業料の全額または半額免除の許可を与えるものである。

最近、10年間の実施状況は表2のとおりである。

4. 入学料免除

国立学校の入学料免除制度は、昭和50年度から新しく設けられた制度であり、入学する者の学資を負担している者が死亡し、または入学する者もしくは学資負担者が風水害の災害を受けた場合において入

表3 入学科免除実施状況

年 度	出 願 者	全額免除	半額免除	不 許 可
元年度	15名	13名	0名	2名
2年度	19	11	6	2
3年度	8	6	1	1
4年度	11	10	0	1
5年度	11	9	0	2
6年度	25	15	6	4
7年度	33	9	11	13
8年度	68	2	28	38
9年度	66	4	16	46
10年度	46	0	21	25

(大学院含む)

学科免除の対象とされるものである。

ただし、大学院の研究科または大学の専攻科に入学する者については、上記事由のほかに「経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者」についても、免除の対象とすることができることになっている。

入学科免除は、入学手続き時に学生本人の申請を受けて、授業料等減免選考委員会において富山大学入学科免除者選考基準に基づき選考され、学長が入学科の全額または半額免除の許可を与えるものである。

最近、10年間の実施状況は表3のとおりである。

第5節 就 職

1. 就職指導体制の変遷

本学学生および卒業生に対し職業に関する補導ならびに内職就職の無料斡旋を行う目的をもって、昭和24(1949)年9月26日富山大学職業相談所(所長は学生部長)が設置され、各学部にも事業所を設け、各1名の職業補導担当者がおかれた。また学生生徒の職業補導、求人先の開拓、学生生徒の内職、学生生徒および卒業生の就職等につき審議するため、各学部にも職業補導委員会が設置された。

昭和28(1953)年後期朝鮮事変休戦に伴い経済恐慌が深刻化して、民間企業の大学卒業生の求人が減少し、新制大学卒業生の増加と相まって、卒業生の就職は困難をきわめていた。29(1954)年12月とりあえず当面の緊急措置として、都道府県を中心とし、

市、大学および経営者団体が相互連携して、一般企業への就職促進を図るため、労働、文部両事務次官通牒による学生就職対策本部設置要綱に基づき、経営者団体を通じて行う雇働奨励、学生就職対策本部における職業安定機関および大学等の行う求人確保方策、啓発広報等が企画的に行われた。

富山県においても、県・富山大学・富山県市町村会・富山県商工連合会・富山県経営者協会および富山県教育委員会で構成する学生就職対策富山県本部が設置され、本部長に知事、副本部長に県経済部長および富山大学学生部長を充て、30(1955)年1月17日第1回協議会を開催した。爾来毎年県内主要事業所雇用主との懇談会ならびに同本部協議会を開き、卒業生の一般企業への就職促進に努めてきた。

27(1952)年12月6日文部省が主催した学生就職問題連絡協議会を契機として、大学と産業界の連絡の緊密化と就職促進に資するため常置的な地区別連絡協議会を設置することになり、28年5月東海北陸地区学生就職問題連絡協議会が第1回総会を名古屋市商工会議所において開催したが、本学は30年5月都合により脱会し、関西学生就職連絡協議会に加入した。

また財団法人学徒援護会の発行する「採用のための大学案内」にも資料を掲載し、卒業生の就職促進に努力を続けている。

(富山大学編『富山大学十五年史』1964年。68～69頁)

昭和24(1949)年以来、各学部には設けられた職業補導委員会が、就職に関する全般的な指導や就職先の開拓等を行ってきた。また個別的な就職指導や相談については、就職担当教官(学科主任等)や演習指導教官等が対応してきた。

しかし、平成6年度に至り、昭和24年に設置された富山大学職業相談所は時代の経過に伴って、相談所としての機能がほとんど形骸化した状況にあったため、富山大学職業相談所規則は廃止され、同規則第6条に規定されていた「職業補導担当者会議」も発展・充実して新たに「就職連絡会議」が設置された。

この就職連絡会議は、委員会のように審議決定事項等を各学部に対して統一的に規制することのないよう配慮し、各学部の実情に応じた就職指導のもと

図1 富山大学就職指導・相談体制等

〔 組 織 〕	〔 所 掌 事 項 等 〕
【富山大学就職連絡会議】 議長：学生部長 委員：各学部就職指導副委員長 学生部次長・厚生課長 所掌事務担当：学生部	全学事業等の企画・実施 就職関係説明会の企画・実施 i 就職に関する講演会（11月：3年次生） ii 公務員採用試験に関する講演会（11月：3年次生） 求人票の受理 ⇨ 学部への配布 就職指導・相談（就職活動の進め方、就職情報の提供など） 就職に関する広報活動等（県庁・職業安定所、各種経済団体・出版社などへの広報、企業向け大学紹介のパンフレット作成） その他調査統計（就職状況調、内定調査、アンケート）など
【学部就職指導委員会】 委員長：学部長 副委員長：委員会で選出 所掌事務担当：各学部	学部事業等の企画・実施 就職関係説明会・個別ガイダンスの開催 就職関係マニュアルの作成 求人票の受理 ⇨ 学生への公示 就職指導・相談（就職活動の進め方、就職情報の提供など）

に、種々情報交換を行い、かつ、全学的な事業等を協議・調整を図りながら運営するものとされた。

また、相談所規則第7条に規定されていた「学部職業補導委員会」も、全学統一規程を廃止し、学部の実態に合わせるため、従前の機能を受継ぎ、かつ、充実を図ることとして、新たにそれぞれの学部内に「学部就職指導委員会内規」が制定された。同委員会の副委員長は、就職連絡会議との連携を図るため、その構成員となることとされた。

さらに、同規則第8条においては、富山大学職業相談所事務運営規程を別に定めることとされていたが、その制定が確認できないこともあり、新たに「富山大学職業紹介業務運営規則」が制定された。学生への就職相談・指導は主として各学部において行われており、その体制と内容は各学部で若干異なっている。

人文学部、教育学部、経済学部の各学部では、学部学生全体に対する相談・指導は学部就職指導委員会委員が担当し、個々の学生に対する相談・指導は、人文学部では各コースの主任が、教育学部では指導教官が、また経済学部では演習担当教官がそれぞれ行っている。

理学部および工学部では、学科ごとに相談・指導体制がとられている。

なお、平成8年度から学生部に就職指導担当専門員1名が配置され、就職指導体制の強化が図られた。

本学の就職指導・相談体制は図1のとおりである。

2. 今日就職状況

本学学部学生の就職状況については、平成2年度から4年度までは96%前後の就職率であったが、5年度は国内の経済情勢を反映して92.7%に下がり、その後も引き続き氷河期、さらには超氷河期とさえ評される厳しい就職戦線が続き、10年度には86.3%までに落ち込むこととなった。9年度当初には明るい兆しが見られ改善が期待されたが、長引く景気低迷や雇用情勢の悪化等の影響で、学生の就職環境は一層厳しいものとなった。

また、昭和28（1953）年以来、大学卒業予定者の就職活動が学生の学習に支障なく秩序ある形で行われ、かつ、学生が適切な職業を選択する公平な機会

表4 最近の就職状況・求人件数

	平成2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
就職率	97.0%	95.8	96.0	92.7	91.1	90.5	90.3	89.9	86.3
求人件数	5,973件	6,402	4,566	5,017	4,495	4,700	5,517	7,801	6,985

が得られるように、大学側と企業側とで申し合わされた就職協定が平成9年度から廃止され、それに代わるものとして、大学側は「平成10年度大学および高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」を、企業側は「平成10年度新規学卒者の採用・選考に関する企業の倫理憲章」を定め、これらについて、双方がそれぞれ尊重することになり、平成11年度も同様の取扱いになった。これに伴い、就職・採用活動が早期化・長期化し、さらに採用方法の多様化が見られた。

採用活動の長期化、通年採用の拡大等により会社説明会も従来より多く開催され、就職機会が拡大したこと、採用情報の公開が進んだことにより学生に

とっては選択肢が増え、また、企業にとってはじっくり人物を見ることが出来る等のメリットがあったが、その反面、一部授業への出席状況が悪くなったり、卒業研究の指導がしづらくなる、等学事日程への影響が生じた。

このような厳しい採用状況ならびに採用活動の早期化を踏まえて、学内での就職指導体制を強化し、就職講演会や模擬面接の開催時期を早めたり、就職専用のパソコンを設置してインターネットによる就職情報の迅速な提供や個別指導の導入、等を行い、よりきめ細かな充実した就職指導に努めた。

平成10年度の就職状況は以下のとおり。

表5 学部別進路状況

	卒業生数	就職希望者数	就職者数	就職率	進学者数	その他
人文学部	195	156	123	78.8%	23	16
教育学部	238	215	150	69.8	10	13
経済学部	429	356	330	92.7	21	52
理学部	226	135	120	88.9	69	22
工学部	383	266	250	94.0	116	1
計	1,471	1,128	973	86.3	239	104

経済学部夜間主コース学生の既就職者17名を含む。

表6 就職者の内訳

	一般企業	官公庁	学校(教員)	自営	その他
人文学部	103	20			
教育学部	98	15	37		
経済学部	295	27	1	2	5
理学部	104	10	4	2	
工学部	239	7		1	3
計	839	79	42	5	8
(比率)	86.3%	8.1	4.3	0.5	0.8

図2 産業別就職状況

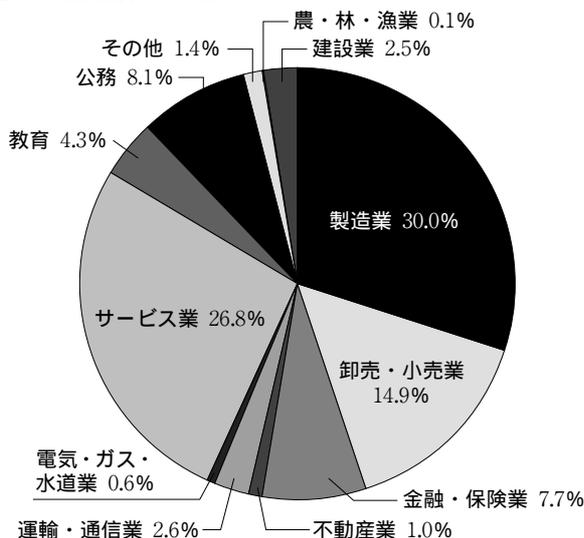
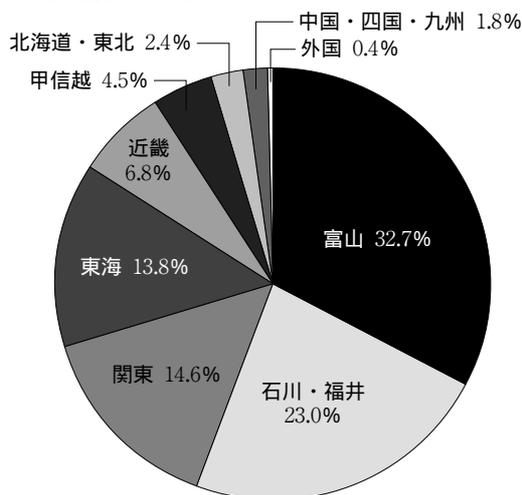


図3 地区別就職状況



第 6 節 留学生関係業務の変遷

富山大学では、昭和50（1975）年頃から留学生が入学しはじめた。当初留学生業務は学生部学生課教務係で所掌していたが、昭和60年代に入って急激に増大した留学生への業務に対応するため平成4年度に留学生係の設置が予算で認められ、新たに設置された。

当初留学生係は係長1、係員1の計2名でスタートし留学生関係業務を総括した。

この間、平成元（1989）年には富山県留学生等交流推進会議が本学が世話校となり発足した。

当時は留学生に対する支援体制が不十分であったため、富山県留学生等交流推進会議では県内留学生の受入体制の充実ならびに各種の国際交流団体との交流の促進を目的に活動が行われ、その後の留学生支援事業の充実に大いに寄与した。

翌年の平成4年度には学内予算措置で留学生指導相談室が共通教育棟1階に設置され、留学生の指導相談、日本語課外補講の実施、県内交流団体との交流、日本人学生への留学情報の提供等を目的に活動した。

なお、留学生指導相談室の事務は留学生係が担当し、そのため事務補佐員1名が同相談室に配属にな

った。

平成6年度には中国で開催された日本留学フェアに初めて参加し、直接海外へ出向き富山大学を中国の多くの学生に説明し、翌年の平成7年度も参加し大きな成果を上げた。

国内の留学生対象の進学説明会には平成7年度に大阪会場に、平成8年度には東京会場に初参加し、平成9年度以降は東京、大阪両会場に毎年参加して実績を上げている。

また、平成9年度には留学生業務の充実を図るため留学生担当の専門員1名が加わり、きめ細かく留学生事業の実施を図った。

翌年平成10年度には留学生の宿舎の充実のため国際交流会館〔49室（留学生用40室、研究者用9室）〕の設置が認められ、平成11（1999）年4月から宿舎の提供が始まり、日常の管理のため管理人（事務補佐員1名）が配置された。

平成10年度以降は留学生数が200名を超えたことにより、留学生センターおよび留学生課の設置が認められ、平成11年4月に留学生センターおよび留学生課が発足した。

留学生課では従来の留学生関係業務のほか、留学生センターの事務も担当するため、構成は課長1、専門員1、係長1、主任1、事務補佐員1の計5名体制となった。